

勤務体制

	対応内容	勤務体制
緊急事態宣言が発令され外出自粛となった場合 (在宅勤務含む)	<p>①感染症対策会議等の責任者（事務局長）を置き、方針・対応等が行えるよう備える。</p> <p>②緊急連絡網などを決め連絡体制を行えるよう備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員連絡先 ・役員等連絡先 ・会員連絡先 ・発注者先リスト（請負） ・発注者先リスト（派遣） など 	<p>①職場への交替出勤や、出勤日を割り振るなどにより、職員の職場への出勤をできる限り削減することとし、職場に出勤しない職員は、在宅での勤務とする。</p> <p>②発熱等の症状がみられる場合、無理に出勤させない。出勤していた場合は、速やかに帰宅させる。</p>
事務所内で感染者が発生した場合	<p>①職員等の感染が確認された場合には、その旨を管轄の保健所に報告し、対応について指導を受ける（市区町村等への報告）。</p> <p>②事務所内の消毒や事務所の閉鎖については、管轄の保健所の指導を踏まえて対応する。</p> <p>③優先度を把握し、事態の進展に合わせて、優先度の低い事務・業務等から縮小・休止を行う。</p> <p>④本部で確認された場合には、各事務所等で業務ができるよう職員体制等を整える。 (可能な範囲) ※本部以外での確認も同様に 対応。</p>	<p>①管轄の保健所の指導を受け状況に応じて、感染症対策会議等で決定する。</p> <p>②本部で確認された場合には、各事務所等で業務ができるよう職員体制を整える。(可能な範囲) ※本部以外での確認も同様に 対応。</p>
保健所の指示等により事務所が閉鎖となった場合	<p>①会員、発注者、就業先、外部委託業者に対し、事務・業務のシステムの利用等が不可能な状況等のその旨を、伝達方法を決めて連絡するとともに、発生の実事や対応方針について、ホームページの掲載などにより周知する。</p>	<p>①管轄の保健所の指導を受け状況に応じて、感染症対策会議等で決定する。</p> <p>②県連合会や近隣のセンターなどへの応援体制等の調整を行う。</p>

<新型コロナウイルス感染症に対する津市SCの対応>

発熱等の風邪症状がみられた場合
○出勤を控えること（有給休暇・病気休暇対応）

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
②重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
○相談センターやかかりつけ医に相談し、指示を仰ぐ
※相談センターの連絡先は以下のURL（厚生労働省HP：受診・相談センターの連絡先）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

職員が接触者として認定された場合
○保健所の指示に従う
(在宅勤務)

職員が濃厚接触者であると判明した場合
※濃厚接触者とは、発熱、咳、呼吸困難等の急性の呼吸器症状など、2日前から入院、自宅や施設等待機を開始するまでの間に接触した者のうち
(1)本人と同居・長時間接触
(2)本人に適切な感染防護なしに介護
(3)本人と1m程度以内の距離で必要な感染予防なしで15分以上接触...etc. のいずれかに該当する者で、保健所が最終判断する
○保健所の指示に従う（特別休暇対応）

指定医療機関で受診
(有給休暇・病気休暇対応)

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で陽性者と接触した通知があった場合
○相談センターや地域の保健所へ相談・指示仰ぐ

職員がPCR検査を受けた場合

○当該職員は自宅待機（有給休暇・病気休暇対応）
○当該職員と濃厚接触があったと考えられる職員は在宅勤務
○当該職員と接触があったと考えられる職員は在宅勤務
○濃厚接触者及び接触者の判断は、保健所が最終判断するので保健所との連携が重要となる
○濃厚接触者は、PCR検査の結果「陰性」となっても、保健所からの健康観察期間として、発症から2週間は、自宅待機（外出自粛）とされる。（特別休暇、有給休暇、在宅勤務など）
○接触者は、PCR検査の結果「陰性」となれば、翌日から通常の生活に戻れることから出勤も可能となる。（有給休暇、在宅勤務など）

PCR検査 陰性

○当該職員は、体調が回復数まで自宅待機・在宅勤務（有給休暇・病気休暇などの対応）。
○濃厚接触者は、PCR検査の結果「陰性」となっても、保健所からの健康観察期間として、発症から2週間は、自宅待機（外出自粛）とされる。（特別休暇、有給休暇、在宅勤務など）
○接触者は、PCR検査の結果「陰性」となれば、翌日から通常の生活に戻れることから出勤も可能となる。（有給休暇、在宅勤務など）

PCR検査 陽性

○感染者は一定期間出勤停止（特別休暇対応）
○事務所の閉鎖、事務所内消毒については、保健所の指示を踏まえて対応する
※津保健所：津市桜橋3-446-34
9時～21時 059-223-5345
21時～翌9時 059-229-1199
○陽性が判明した日から14日間遡って感染者の行動履歴調査を行い、濃厚接触の可能性のある対象者等への連絡
○保健所から濃厚接触者として判定された職員は保健所の指示に従う
○事務所入口に張り紙の掲示等

退院後

○退院後は病院の指示に従う